

◆条例の構成◆

～前文～

第1章 はじめに

- 第1条（めざすもの）
- 第2条（条例が定めるもの）
- 第3条（大切にしたい考え方）
- 第4条（町がすること）
- 第5条（私たち町民の役割）

第2章 子どもの未来のために

- 第6条（愛される権利）
- 第7条（学びへの権利）
- 第8条（健康に生きる権利）
- 第9条（安心して生きる権利）
- 第10条（自分らしく生きる権利）

第3章 この町で育つ

- 第11条（保護者・家庭の役割）
- 第12条（学校・保育所・幼稚園の役割）
- 第13条（地域の役割）
- 第14条（連携・協働）

第4章 未来へ向かって

- 第15条（子どもの参加）
- 第16条（話し合う）
- 第17条（計画する）
- 第18条（推進する）

第5章 雜則

- 第19条（その他）



条例の全文につきましては、
内灘町ホームページをご覧下さい。

http://www1.g-reiki.net/uchinada/reiki_honbun/l127RG00000664.html



【お問い合わせ先】 内灘町教育委員会生涯学習課

〒920-0292石川県河北郡内灘町字大学1丁目2番地1
TEL: 076-286-6716 FAX: 076-286-6714
e-mail: shogaigakusyu@town.uchinada.lg.jp

＼子どもが幸福に暮らせるまちづくり／

内灘町子どもの権利条例



子どもの健やかな成長を願い、全ての子どもが幸福に暮らせるまちづくりを進めることを目的とした「内灘町子どもの権利条例」が平成24年1月1日から施行されました。

平成19年に策定した第4次総合計画の中では「人がいきいき、まちが元気、個性が輝く魅力あるまち、うしなだ～みんなで創る協働のまちづくり～」を掲げており、その基本理念には「子どもたちに誇りを持って残せる魅力あるまちを築き上げる。」としています。

次頁に示す条例の前文には、この条例に対する町の思いが込められています。

内灘町

内灘町子どもの権利条例 (前文)

子どもは、内灘町の夢、希望です。すべての子どもは、砂丘に燐々とふりそそぐ太陽の光のように輝く瞳を持ち、未来へ、世界へ羽ばたく可能性に満ちた大切な存在です。

日本には、平和な社会を築き、基本的人権を大切にする日本国憲法があります。また、日本は、児童の権利に関する条約を批准し、誰もが生まれたときから一人の人間として認められ、自分らしく豊かに成長、発達していくことを世界の国々と約束しています。

そのために、すべての大人は、子どもの権利を認め、子どもの声に耳を傾け、子どもの気持ちを十分に受け止め、子どもの最善の利益のために、ともに考え支えていく責任があります。

子どもは、子どもとしての権利を正しく学び、考えたことを自由に表明し、自分たちに関わる決定に参加できます。このような経験をとおし、自分が大切にされていることを実感し、自分と同じように、他の人も大切にしなければならないことを学びます。こうしたことから、お互いの権利を尊重し合うことを身につけ、規範意識をはぐくみます。

子どもは、社会の一員として尊重され、大人とともに内灘のまちづくりを担っています。自然や文化と交わりがあり、人ととの温かなつながりのある、子どもとともにつくり上げるまちは、すべてのひとにとってやさしいまちとなります。

内灘町は、日本国憲法や児童の権利に関する条約の精神に基づき、子どもの権利を尊重することを宣言し、この条例を定めます。



大切にすべき子どもの権利

♣『愛される権利』(第6条)

子どもは、社会の大切な存在として誰からも無条件に愛されます。

♣『学びへの権利』(第7条)

- 1 子どもは、国家及び社会の担い手としての知識と教養を身につけるための教育を受け、学習することができます。
- 2 子どもは、あらゆる人とのより良い人間関係の中で学ぶことができます。
- 3 子どもは、遊び、文化、芸術、スポーツ、自然及び地域（郷土）等の豊かな体験、活動、出会いの中で学ぶことができます。



♣『健康に生きる権利』(第8条)

子どもは、常に健康に配慮がなされ、適切な医療の提供を受けることができます。



♣『安心して生きる権利』(第9条)

- 1 子どもは、衣食住、休息及びくつろぎのある居場所等が保障され、いつでも、どこでも安心安全な環境の中で育てられます。
- 2 子どもは、差別やいじめ、虐待を受けることなく、安心して生きることができます。
- 3 子どもは、その置かれた環境で安心安全が守られない場合、その境遇からの保護又は救済を求め、それを受けることができます。



♣『自分らしく生きる権利』(第10条)

- 1 子どもは、常に自らの尊厳が守られ、自分らしく生きることができます。
- 2 子どもは、家庭、地域、学校及び公共施設等のあらゆる場で、年齢や成長の度合いに関わらず自由に自分の意見を表現することができ、その意見は尊重されます。



内灘町子どもの権利条例

Q & A

Q1 「子どもの権利」って何なの？

A 子どもの権利とは、生きる権利、いじめや虐待などから守られる権利、意見を表明する権利など、子どもがいきいきと過ごし、自立した社会性のある大人に成長・発達するために欠かすことのできない権利で、子どもの基本的人権ということができます。

これらの権利は、この条例の制定により新たに認められるものではなく、生まれながらにして、誰もが持つており、日本国憲法や児童の権利に関する条約で保障されているものです。



Q2 児童の権利に関する条約って何？

A 子ども達の基本的人権の保護と人間としての尊厳が守られるることを願って、1989年、国連において採択されたのが「児童の権利に関する条約」です。日本でも1994年に同条約を批准しています。

Q3 児童の権利に関する条約があるのに、なぜ条例が必要なの？

A この条例は、内灘町の実情に応じて、日本国憲法や条約の範囲内で特に大切と考えられる子どもの権利を定めるものです。家庭や学校、地域社会が連携し、町民みんなで子ども達を健やかに育む環境の整備が大切であると考え、内灘らしい「子どもの権利条例」を作ろうと考えました。

Q4 条例を作るために、どのような取り組みをしてきたの？

A 学識経験者、各種団体を代表する者、関係行政機関、公募による委員などで構成される検討委員会を平成21年1月に設置し、「子どもの権利アンケート」により子どもの意見を、また「郵送、FAXまたは電子メールによる意見募集」、「意見交換会」により、広く町民全体の意見を取り入れた条例づくりを目指して3年近くをかけて検討を進めてきました。

Q5 「子ども」って誰のことをさすの？

A この条例では18歳未満を「子ども」と定義しています。また「これに準ずる人」として、18歳に達した者でも、高等学校に在学している場合などは、18歳未満の者と取扱いを同じくすることが適当なこともあります。18歳未満の者が通学する学びの施設に、同様に通学する者も含めています。



Q6 これからどのように運用していくのですか？

A 条例の中で、「子どもの権利に関する各種施策を推進するにあたっては、総合的な推進計画を定める」としているように、子どもの意見を求めるための「子ども会議」、子どもの権利に関する施策の充実を図るとともに、子どもの権利の保障の状況を検証するための「子どもの権利委員会」を設置し、子どもから大人まで多くの意見を取り入れながら改善し、継続して普及啓発を図ります。

